

## 毎日新聞東京本社に対する記事訂正の申入れについて

平成21年 4月 6日  
原子力安全委員会事務局

平成21年3月29日付けの毎日新聞5面「発言席」欄において、神戸大学名誉教授 石橋克彦氏による「柏崎刈羽原発審査 政府主導の「耐震偽装」撤回を」と題する記事が掲載されました。原子力安全委員会事務局は、当該記事の題名及び内容には、あたかも政府主導で同発電所の耐震安全性を偽装するという犯罪的行為があったかのような印象を読者に与え不適切な表現が含まれていることから、4月3日に、毎日新聞東京本社に対し、これを削除し訂正記事を掲載することを求める文書を送付しました。具体的な理由については、下記のとおりです。

### 記

当該記事の要旨は、

「柏崎刈羽原子力発電所の周辺海域の地下には、長さ約60キロの佐渡海盆東縁断層が推定されているが、東電、保安院、安全委はその存在を頑強に否定している。これは、「活断層等に関する安全審査の手引き」に明白に違反しており、政府主導の「耐震偽装」といっても過言ではない。」

ということですが、その点についての事実関係は以下のとおりです。

- 原子力安全委員会では、柏崎刈羽原子力発電所の耐震安全性の再評価を行うに当たり、同発電所周辺の活断層を評価しています。
- 評価に当たっては、当委員会の定める「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」及び「活断層等に関する安全審査の手引き」（以下「手引き」とします。）に基づき検討を進めています。手引きとの関連では、そのポイントである、①地形発達過程（地形の成因を含む）を重視した調査、②既存文献の調査、変動地形学的調査、地表地質調査、地球物理学的調査等の各手法による調査結果の総合的な検討、③断層の三次元形状の把握、④一貫した活断層の認定の考え方、⑤必要に応じ調査原資料に立ち返った審査の必要性、等を踏まえて検討を行っています。
- 手引きには、石橋氏が述べている「地形等から推定される活断層は、音波探査で認められなくとも考慮すべき」に直接該当する部分はありませんが、おそらく「後期更新世以降の累積的な地殻変動が否定できず、適切な地殻変動モデルによっても、断層運動が原因であることが否定できない場合には、これらの原

因となる耐震設計上考慮する活断層を適切に想定すること」との部分指着しているものと思われます。また、手引きの解説では、この部分に関連して、「顕著な海岸隆起によって累積的な変位が認められる地域では、弾性波探査によって断層が確認されない場合でも、これを合理的に説明する適切な地形発達過程を検討する必要がある。また、海底に顕著な変動地形が認められる場合にも、それを合理的に説明できる活断層を想定する必要がある」としています。

- 原子力安全委員会では、柏崎刈羽原子力発電所周辺海域の活断層のうち、発電所に最も影響を及ぼすと考えられるF-B断層の周辺については、隆起した海岸段丘や大陸棚斜面の存在を根拠に、F-B断層北方の佐渡海盆と大陸棚との間の斜面の地下に活断層が存在するという意見があることから、手引きの上記部分との関係について、特に慎重に検討を行いました。
- その結果、①海上音波探査等によれば、当該地点については海底下の断面に変位は認められず、急斜面下に活断層の存在を考慮する積極的な情報はありませんでした（＝急斜面下に活断層の想定を要するような、後期更新世以降の累積的な地殻変動は見られない）。また、②海成段丘の隆起量分布及び海底地質構造について検討し、急斜面下に活断層を想定しなくとも、段丘の高度分布は、陸域の角田・弥彦断層の活動によって説明できる（＝地形発達過程を合理的に説明できる）ことを確認しました。
- これを踏まえ、佐渡海盆東縁部については、手引きに基づき、当該区域に耐震設計上考慮すべき活断層はないものと判断しました。

以上のとおり、柏崎刈羽原子力発電所周辺海域の活断層に関する当委員会の評価は、「活断層等に関する安全審査の手引き」に沿って行ったものです。評価の内容に関し、研究者として異なる見解はあるかもしれませんが、少なくとも、「明白に」（すなわち、客観的に異論の余地なく）手引きに違反しているとの主張は全く事実に対するものであり、これを根拠に、あたかも政府主導の偽装なる犯罪的行為が行われているかのような記述がなされていることは誠に不適切で遺憾なことであります。